

# UAE（アラブ首長国連邦） 税務・会計制度ハンドブック

2014年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地の国際会計コンサルティング事務所 Deloitte LLP に作成を委託し、2014年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte LLP、並びに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと Deloitte LLP、並びに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Deloitte LLP  
Al Fattan Currency House - Building 1  
Dubai International Financial Centre  
Dubai, P.O. Box 282056  
United Arab Emirates  
Tel: +971 (4) 5064700  
Fax: +971 (4) 3273637  
www.deloitte.com

<本報告書作成者>

Alex Law  
Tel +971 (0) 4 5064 891  
alexlaw@deloitte.com

**Deloitte.**

## 目次

I. 主な税制.....	1
II. 法人税.....	4
III. 個人所得に係る税金およびその他の税金.....	6
IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約.....	7
V. 報告および監査.....	9

## I. 主な税制

### 1. 会計基準／財務諸表（国際財務報告基準／各国会計基準など）

事業体は国際財務報告基準（IFRS）に基づき財務諸表を作成するよう求められる。UAEにおいて、法人所得税上の報告要件はない。会計上、事業体が登録されている場所、すなわち、UAE 域内かフリーゾーン内かなどにより提出要件が異なることに留意すること。

### 2. 納税主体／個人納税者

#### a. 事業体

UAE で事業を継続することを希望するすべての企業は、UAE の関係当局に登録し、当局から事業許可（Trade license）を取得するよう求められる。

事業体には、有限責任会社、公開型株式会社、非公開型株式会社、支店および駐在員事務所が該当する。外国人は通常、49%を上限とする UAE 登録企業の株式を保有することができるが、フリーゾーンで設立された企業に関しては株式保有を 100%まで増加させることができる。

#### 公開型株式会社／非公開型株式会社

非公開型株式会社は、3 人以上の UAE 国民または GCC 国民で設立することができる。他国民は少なくとも 1 人の UAE 国民とともに非公開型、持ち株会社を設立することができる。1 人以上のパートナーが GCC 以外の国民である場合、UAE 国民のパートナーが株式の 51%以上を保有しなければならない。非公開型株式会社は、あらゆる商業または工業に関する事業を目的として設立することができる。専門的活動はこの法的形式では認められていない。

#### 有限責任会社（以下「LLC」という。）

会社がフリーゾーン企業ではない場合、外国人は UAE 登録企業の株式資本の最大 49%まで保有することができ、残りの 51%は UAE 国民が保有しなければならない。株主は定款（Articles of Association of the Company）またはその修正において、利益分配を異なる比率（例えば、現地のパートナーと外国のパートナーでそれぞれ 20%：80%）とすることに合意することができる。フリーゾーン圏外で設立された LLC に対する最低資本金要件はない。各首長国の経済開発局（Department of Economic Development）は事業許可判断に当たり、企業の規模や計画される活動に基づいて「十分な資本を有するか」について広く検証、判断している。UAE 本土での企業設立を検討する外国企業は、最低資本金要件について当該首長国の現行の実務に関する助言を求めべきである。

企業がフリーゾーンで設立された場合は、100%の外国人持分が認められる。フリーゾーンでは、それぞれ独自の最低資本金要件が設けられている。例えば、ジェベル・

アリ・フリーゾーン (JAFZA) 内のフリーゾーン企業 (FZE) は株主当たり 100 万 UAE ディルハムの最低資本金が求められる。2013 年 9 月、ドバイ・エアポート・フリーゾーン (DAFZA) は最低資本金要件を株主当たり 100 万 UAE ディルハムから 1,000 UAE ディルハムに引き下げた。

## 支店

支店については LLC のような特定の外国人持株比率の要件はないが、フリーゾーンで設立されていない場合、現地の UAE スポンサー／代理人 (Local Service Agent、以下「LSA」という。) が求められる。フリーゾーンで設立された場合、フリーゾーン当局がスポンサーの役割を果たす。

外国企業のオンショア支店は、LSA が求められ、UAE 国民または 1 人以上の UAE 国民が 100% 所有する企業を LSA の要件とする。

## 駐在員事務所

駐在員事務所は取引または販売活動を行うことは認められておらず、マーケティングや広報活動を目的として UAE で外国事業体を代表することが純粹に意図されている。駐在員事務所は (支店と同様に) LSA が必要となるが、駐在員事務所に対するさまざまな文書提出要件は支店に対するものよりも煩雑ではない。駐在員事務所を設立するには、一般的に以下の文書が要求される。

1. 親会社の基本定款および付属定款
2. 親会社の登記証明
3. 銀行からの親会社の財務状態が優良であることを示す保証書 (Letter of Good Standing)
4. UAE における支店／駐在員事務所の設立、および UAE において登記手続を行うジェネラル・マネジャーおよび法定代理人の指名、を承認する親会社 (外国) の取締役会決議書および委任状
5. 親会社の直近 2 年の監査済み財務諸表
6. 直近 2 年の親会社財務諸表の分析に基づく、現地監査人からの財務状態が優良であることを示す証書
7. ジェネラル・マネジャーのパスポートのコピーおよび署名見本
8. 事務所の賃貸契約書

1 から 4 記載の文書は、外国親会社の所在国の UAE 大使館で認証を受けなければならない。UAE 当局は、必要と考える場合、UAE 大使館またはほかの大使館によるさらなる文書または認証を要求する権利を留保する。

### b. 個人

個人所得税は適用されていない。

### 3. 適用される直接税および間接税（関税を除く）

#### a) 法人

法人税に関する法令が 7 首長国（アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマン、ウナムアルカイワイン、ラスアルハイマおよびフジャイラ）中、5 首長国で公布されているが、現在、石油・ガス探査/生産会社、外国銀行支店、特定の政府利権協定（Government concession agreements）に基づく一部の石油化学会社の所得に対してのみ施行されている。

#### b) 個人

##### 所得税

UAE においては、個人所得税制は適用されていない。

##### 社会保障

UAE は、外国人労働者に対して社会保障税を課していない。UAE 国民の被雇用者については、被雇用者拠出金を拠出金算定給与（contribution calculation salary）の 5%の税率で支払うものとする。雇用者による UAE 国民の被雇用者に対する年金拠出金は拠出金算定給与の 15%である。年金および社会保障（Pensions and Social Security）に関する Federal Law No. 7 for of 1999 の第 2 条によると、UAE 国民が民間企業で働いた場合、民間企業が UAE 国民を雇用するインセンティブとして政府が 2.5%を拠出するため、雇用者が支払う拠出額は 12.5%になる。

#### c) 間接税

##### 付加価値税／売上税

UAE では現在、付加価値税（VAT）または売上税は適用されていない。今後 VAT が導入されるのではないかと推測されているが、まだ確定していない。

##### 不動産税

不動産の移転には移転税（transfer charge）が課される。その比率は各地域（首長国）の法令に基づき異なる。

##### その他の間接税

UAE では、印紙税などの間接税は適用されていない。

### 4. 記載されている税の法的根拠

法人税に関する法令が 7 首長国（アブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマン、ウナムアルカイワイン、ラスアルハイマおよびフジャイラ）中、5 首長国で公布されている。

## 5. 課税年度

外国銀行（支店）の課税年度は暦年（カレンダー一年）である。石油・ガス会社の課税年度は、一般的に機密である関連する生産物分与契約（PSC）の特定の条件に順ずる。

## II. 法人税

### 1. 税率

外国銀行支店には、それらが活動する首長国の統治者と合意した税率で課税され、通常 20%の均一税率である。石油・ガス探査/生産会社は 80%の税率を上限として法人税が課される。

現行の法制度の下、UAE において法人所得税の対象となるほかの産業やセクターはない。

### 2. 課税対象となる領域

UAE で設立された企業は、以下の項目を証明できることを条件として、事実上、UAE に所在しているとみなされる。

- UAE の居住者が当該企業の全株式の受益者である。
- 当該企業のすべてまたは実質上すべての所得が、UAE における投資事業以外の活発な取引活動・事業活動に由来するものである。
- 当該企業のすべてまたは実質上すべての財産価値が、当該取引・事業で用いられる財産に起因する。

### 3. 課税所得

石油・ガス探査/生産会社および外国銀行の支店を除き、企業の所得には税金が課されない。

### 4. その他の事業所得に係る課税

該当なし。

### 5. 多様なサービス契約の種類に基づく所得／報酬に係る課税

該当なし。

## 6. 海外で生じた収益に係る課税

該当なし。

## 7. 資産の評価

- a. 固定資産－国際会計基準（IAS）第 16 号に従い評価する。
- b. 棚卸資産－国際会計基準（IAS）第 2 号に従い評価する。

## 8. 事業上の控除

- a. 減価償却－該当なし
- b. 不良債権－該当なし
- c. 引当金－該当なし
- d. 準備金－該当なし
- e. 社員、取締役、パートナー、株主への報酬－該当なし
- f. 賃借料－該当なし
- g. 寄付金－該当なし
- h. その他の控除可能な要素－該当なし

## 9. 税制優遇策

UAE は多数のフリーゾーンを設けており、フリーゾーンに持ち込まれた財に対して免税期間や輸入税の控除を定めている。免税期間の設定はフリーゾーンによりそれぞれ異なるが、最大 50 年まで設定され、更新が可能である。

## 10. 損失金の繰越制度

該当なし。

## 11. 源泉徴収税

現在の法制度において、UAE には源泉徴収税はない。

## 12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー

該当なし。



### 13. 外国企業の支店／駐在員事務所にかかわる課税

該当なし。

## III. 個人所得にかかわる税金およびその他の税金

### 1. 個人所得にかかわる課税

個人所得には課税されない。

### 2. 個人にかかわるその他の税金

#### 不動産税

不動産の移転には移転税が課される。地域（首長国）により税率は異なる。

#### 社会保障税

UAE は、外国人労働者に対し社会保障税を課していない。雇用者による UAE 国民の被雇用者に対する年金拠出金は「拠出金算定給与」の 12.5% である。また、UAE 国民は被雇用者拠出として拠出金算定給与の 5% が課される（政府の拠出金については本稿第 1 章 3-b）も参照のこと）。

#### 相続税

相続税制度はない。遺言状のない相続は、イスラム聖法（Islamic Sharia'a principles）に基づいて対処される。

### 3. 付加価値税

- a. 課税対象となる取引—該当なし
- b. 税率—該当なし

### 4. その他の税金

地方税（Municipal tax）が特定のホテル、娯楽施設および賃貸不動産に課される。

UAE のホテル産業には、10% の地方税および 10% のサービス税が課される。

住宅および商業施設の年間賃貸料に対しても、それぞれ 5% および 10% の地方税が課税され、通常、賃借人が納税する。

2014 年 4 月以降、ドバイ首長国ではホテルおよびホテル・アパートメントの利用に際し、従来の地方税とサービス税に加え、特別観光税（Tourism Dirham）が 1 室・泊単位で加算される。加算金額は 7～20 UAE ディルハムで、施設の格付けにより異なる。

## IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約

### 1. 法人税

- a. 登録－該当なし
- b. 申告および支払い－該当なし
- c. 罰則および不服申し立て－該当なし

### 2. 個人所得に係る税金

- a. 登録－該当なし
- b. 申告および支払い－該当なし
- c. 罰則および不服申し立て－該当なし

### 3. 付加価値税

- a. 登録－該当なし
- b. 申告および支払い－該当なし
- c. 罰則および不服申し立て－該当なし

### 4. 租税回避防止規定

- a. 移転価格－規定なし
- b. 過少資本にかかわる制限－規定なし

### 5. 二重課税回避のための協約

UAE は約 60 カ国と二重課税回避条約を締結している。2014 年 3 月時点の二重課税回避条約の該当国とその締結状況は以下のとおりである。

国	状況	国	状況	国	状況
中東・北アフリカ		ドイツ	施行中	モンゴル	施行中
アルジェリア	施行中	ハンガリー	批准済	ニュージーランド	施行中
エジプト	施行中	アイルランド	施行中	パキスタン	施行中
ヨルダン	調印済、未施行	イタリア	施行中	フィリピン	施行中
レバノン	施行中	ラトビア	施行中	ロシア	施行中
リビア	調印済、未施行	ルクセンブルク	施行中	セルビア	施行中
モロッコ	施行中	マルタ	施行中	シンガポール	施行中
スーダン	施行中	モンテネグロ	調印済、未施行	スリランカ	施行中
シリア	施行中	オランダ	施行中	タジキスタン	施行中
チュニジア	施行中	ポーランド	施行中	タイ	施行中
トルコ	施行中	ポルトガル	施行中	トルクメニスタン	施行中
イエメン	施行中	ルーマニア	施行中	ウクライナ	施行中
欧州		スペイン	施行中	ウズベキスタン	未施行
オーストリア	施行中	スイス	施行中	ベトナム	調印済、未施行
ベラルーシ	施行中	アジア・パシフィック		アフリカ	
ベルギー	施行中	アルメニア	施行中	ケニア	批准済
ボスニア・ヘルツェゴビナ	施行中	アゼルバイジャン	施行中	モーリシャス	施行中
ブルガリア	未施行	中国	施行中	モザンビーク	施行中
キプロス	未施行	グルジア	施行中	セーシェル	施行中
チェコ	施行中	インド	施行中	南北アメリカ	
エストニア	施行中	インドネシア	施行中	カナダ	施行中
フィンランド	施行中	日本	調印済、未施行	メキシコ	批准済
フランス	施行中	カザフスタン	未施行	パナマ	施行中
ギリシャ	批准済	韓国	施行中	ベネズエラ	施行中
グルジア	施行中	マレーシア	施行中		

## V. 報告および監査

### 1. 申告する書類および記録

営業許可証の更新手続の一環として、フリーゾーン圏外で登録している有限責任会社（LLC）は通常、所在首長国の経済開発局に監査済み財務諸表を提出する。フリーゾーン圏外の外国企業の支店は、経済省（Ministry of Economy）に監査済み財務諸表を提出するよう求められる。

フリーゾーン圏内に位置する事業体は、該当するフリーゾーン規制当局の管轄下に置かれる。これらの事業体は、フリーゾーン圏外に位置する省庁／官庁に財務諸表を正式に提出または報告するよう要求されたことはない。報告要件はそれぞれのフリーゾーンにより異なるため、企業は当該フリーゾーン特有の報告要件について当該フリーゾーンの管轄当局に確認のこと。

### 2. 各国会計実務／基準（および国際財務報告基準との比較）の概要

国際会計基準（IAS）／国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務諸表を毎年作成しなければならない。

### 3. 監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書

該当なし。

### 4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書

大半の UAE の地域（首長国）において、監査済み年次財務諸表の株主への提出が要求される。

### 5. 公認監査人の雇用

公認監査人の任命が要求される。